

# 環境美化に関する条例 制定に向けて



## ご意見を募集します（パブリックコメント）

近年、身近な環境問題として、ごみやタバコのポイ捨て、犬・猫のふん等の放置、さらには、空き地や空き家の適正管理がなされていない状況が大変多く、これらを解消するため、町では環境維持のため、町と町民及び事業者が一体となり、協働による環境美化推進を目指して、環境美化に関する条例の制定を予定しています

制定にあたっては、皆様のご意見を参考として、進めていきたいと考えていますので、内容に対するご意見等の提出をよろしくお願いいたします。

なお、現段階における条例に盛り込む概要については次ページをご覧ください。

|           |   |
|-----------|---|
| ■募集期間     | 2月1日(月)～28日(日)  |
| ■提出方法     | 持参、郵送、FAX、電子メール   |
| ■提出先(問合せ) | 静内庁舎生活環境課 ☎0146-43-2111 (内線126) FAX0146-43-3900<br>Eメール kankyo@shinhidaka.hokkai.jp |

※書面の様式は自由ですが、住所・氏名・連絡先の記入をお願いします。

### 目的

本町における環境美化の推進について、基本理念を定めるとともに、町、町民等及び事業者における責務を明らかにし、地域が一体となつて環境美化に関する施策を推進することにより、町民が快適で文化的な生活を営むことができる環境を構築し、もつて本町の恵み豊かな美しい環境を次世代に引き継ぐことを目的とする。

### 環境美化推進の基本理念

▼人と自然との共生を基本として、町民が快適で文化的な生活を営むことができるような環境を構築するよう、総合的かつ計画的に進められなければならない。  
▼恵み豊かな美しい環境を次世代に引き継いでいくことを基本として、町、町民等及び事業者における自主的かつ積極的な取り組みによって、進められなければならない。

▼地域の環境が地球の環境と深く関わっていることにかんがみ、国、北海道における施策との連携の下に進められなければならない。

### 責務

#### 【町（行政）】

目的達成のため、環境美化に関する施策を策定し、総合的かつ計画的に推進する責務を有するとともに、施策を効果的に推進するため、啓発及び普及、関係団体等への必要な情報提供、指導、助言等を行う。

#### 【町民】

自ら環境美化の推進に努めるとともに、地域の環境美化活動等への参加協力を促進する。

#### 【喫煙者】

歩行中に喫煙しないように努めるとともに、喫煙マナーを徹底する。

#### 【愛がん動物（ペット）飼養者】

動物の習性に応じた適正な管理に努めるとともに、公共の場所等での適切な処理を行う。

#### 【事業者】

事業活動で生じたごみ等を適切に処分するとともに、環境美化の推進に努める。

#### 【不動産の所有者】

所有、管理する土地・建物を適正に管理するとともに、地域の生活環境を保全する。

### 環境美化推進区域の指定

地域環境及び景観保全を推進する必要がある地域については、環境美化推進区域として指定するとともに、町、町民、関係団体等が連携し、地域環境及び景観保全等に努める。

### 環境美化協定

事業者及び関係団体と環境美化協定を締結することができる。

### 環境美化推進員

民間人等を環境美化推進員として選任して、地域の環境美化の推進に協力をお願いする。

### 町の指導、勧告等

- ① 規定に違反した者に対して、撤去その他、改善又は必要な措置を指導できる。
- ② 右記の改善又は必要な措置の指導にもかかわらず、改善等を行わない者に対して、必要な措置を講ずるよう命令することができる。
- ③ 右記の命令に従わない者に対しては、違反内容等を公表することができる。

#### 《想定される違反事項》

- ☞ タバコのポイ捨て者
- ☞ 愛がん動物（ペット）の排泄物の放置者
- ☞ 行事等での散乱物未処理者
- ☞ イベントの配布物等の放置（不動産の管理者等で適正管理がなされていない者）

